

令和3年5月26日

子どもルームご利用の保護者の皆さまへ

千葉県こども未来局  
こども未来部健全育成課長

「気象警報等発表」及び「インフルエンザ等の感染性の疾患」による  
学校の臨時休業等における子どもルームの対応について（お知らせ）

日頃より、本市こども未来行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年5月20日に災害対策基本法が改正され、緊急時の「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」への一本化がされました。これに伴い学校の対応が一部変更されていること等から、子どもルームにつきましても災害時に対応する判断基準の表記を変更することといたします。

つきましては、別紙のとおり変更いたしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

#### 1 主な変更点

別紙裏面「1. 気象警報等発表時の対応について」の表中で、「気象警報等及び登校の状況」から「避難勧告」を削除し、新たに「避難指示」を追加。

※詳細は内閣府より発行されている別添のチラシをご覧ください。

※別紙裏面「2. インフルエンザ等感染性の疾患の対応について」は変更ありません。

#### 2 その他

入所時に下記運営事業者から、子どもルームへの登・降所の入退室お知らせメール配信システムへの利用登録依頼があったかと存じますが、災害時等の緊急時等に下記運営事業者からメール配信を行う場合があるため、ご登録いただけていないご家庭におかれましては、必ず各ご家庭1件以上の登録をお願いします。登録方法につきましては、直接下記運営事業者へお問い合わせください。

<市担当課（メール配信システム以外の問い合わせ先）>  
こども未来部健全育成課  
子どもルーム運営班  
電話 245-5177

<運営事業者（メール配信システムの問い合わせ先）>  
社会福祉協議会児童育成課  
電話 209-6055